



ウラル・オートバイ 保証契約書

ウラル・ジャパンは、URAL®社製オートバイをウラルの正規ディーラーから購入した最初の購入者、並びにマテリアル及び品質において欠陥のないオートバイを持つ二次的な所有者に対して、以下に示す期間について保証を行う。

本保証に適合するために

- URAL®社製のオートバイは、オートバイを販売することをウラル・ジャパンによって認可された日本国内のディーラーから購入されたものでなければならない。
- 購入者に納品される前に、オートバイを販売することをウラル・ジャパンによって認可されたディーラーは、組立と納品前点検を行わなければならない。

保証期間

- 期間：パーツ及び工賃は2年間
- 全ての排気系統部品については5年間
- 距離制限なし
- 保険の適用は、オートバイが最初の小売購入者に販売され、保証登録カードをウラル・ジャパンが受領した日付に始まる。

保証の範囲

- ウラル・ジャパンは、保証適用期間中の通常の使用で、マテリアル若しくは品質において欠陥があると認められるあらゆるパーツ（排気制御系のパーツを含む）について、随意に修理または交換を行う。
- 保証修理が14日以上かかる場合に、保証期間（「保証期間」を参照）は修理期間の分延長される。この期間は、故障のためオートバイに乗車することができない。
- ウラル・ジャパンは、各スベア・パーツに関して、ディーラーまたは小売の顧客による購入時点から始まって次に挙げる期間について、保証を行う。

1. エンジン - 12ヶ月
2. ギアボックス - 12ヶ月
3. ファイナル・ドライブ - 12ヶ月
4. オルタネーター - 6ヶ月
5. 電気スタータ - 6ヶ月
6. イグニッション - 6ヶ月
7. オートバイのその他のパーツ及び組立部品 - 30日

上記が適用されるのは、ディーラーまたは小売の購入者が、パーツ及び（若しくは）組立部品を使用する前にそれが欠陥であると分かった場合、またはこれらの欠陥が運転の間に確認され、かつこれら供給されたパーツがウラル・ジャパン若しくは正規ディーラーによって正しく組み立てされた場合のみである。

保証の期限 - ディーラーの展示用バイク

小売の購入者にとっては、保証の期限は所有権が最初の小売購入者に譲渡された日から始まる。したがって、実物展示またはショーの目的でディーラーがバイクを使用している期間は、保証はディーラーが行わなければ

ならず、実物展示の期間中適切な保守が行われることになる。ディーラーがオートバイを他のウラル正規ディーラーに販売する場合には、保証は継続され、制限のある保証期間（上述）は、所有権が最初の小売購入者に譲渡される日に始まる。

上記に対する例外は、オートバイが小売購入者に譲渡される時点で 1,500km 以上の走行距離がある場合、バイクがディーラーの売場に、ウラル・ジャパンから購入した時点から 12 ヶ月以上置かれている場合、または不適切な保守、使用、改造等でディーラーが保証を無効にした場合である。展示品のスピードメーターアセンブリにどのようなものにせよ故障がある場合は、その故障したスピードメーターアセンブリをウラル・ジャパンに返却しなければならない。上記のどの場合においても、ディーラーの県の法律及び走行距離の条件により、展示品オートバイの販売について新品と扱われるか若しくは中古品と扱われるかが決まる。

ウラルオートバイを商業使用する場合のウラル・ジャパン限定保証の変更

通常为非商業的保証については、全ての点が適用される。ただし、

1. パーツ及び工賃の保証範囲は、走行距離が最初に 10,000km に達するまで、または 1 年間が経過するまで、どちらかより先に来る方に限定される。
2. パーツのみの保証範囲は、走行距離が 2 回目に 10,000km に達する（合計 20,000km）まで、または 2 年間が経過するまで、どちらかより先に来る方に限定される。
3. オーナーズ・マニュアルの巻末にあるサービス・クーポンで示されている、予定を組んだ全ての保守点検は、ウラル正規ディーラーまたはウラル・ジャパンによって書面であらかじめ承認された保守点検施設において行わなければならない。

注：全ての完了したサービス・クーポンのコピーを、それぞれのクーポンが完了してから 30 日以内に、IMWA, Inc. に送らなければならない。この要求に従わない場合には、保証が無効となる。

4. オートバイを運転するものは全て、公道においてウラル社の商業的装備で走行するより前に、自らが**オーナーズ・マニュアル**を習得し、サイドカーの運転実習を経たことを記した宣誓書に署名しなければならない。

それぞれの運転者及びインストラクターによって署名され、日付が付された宣誓書のコピー一部を、トレーニングが完了したときから 15 日以内に、ウラル・ジャパンに送付しなければならない。この要求に従わない場合には、保証が無効となる。

**保証の免責条項
制限及び除外
間接的な損傷の免責及び黙示保証の制限**

ウラル・ジャパンは以下についてあらゆる責任を放棄する：

- 保証事項に起因する時間の損失
- オートバイの使用不能
- 輸送費用
- あらゆる他の偶発的な、または間接的な損傷（保管など）

黙示保証の継続期間

商品適合性及び特定目的適合性の黙示保証を含み、あらゆる黙示保証は、本保証契約書の継続期間に制限される。

本保証は以下を補償しない：

1. マテリアル若しくは製造品質に起因しない故障または要求されたサービス
2. 以下により影響を受け、または損傷を受けたパーツ若しくはアクセサリー：
 - 必要とするメンテナンスが不十分
 - 所有者の酷使
 - 事故及び（または）衝突
 - 悪用
 - 通常の消耗
 - 不注意
 - 不適切な組み立て
 - パーツの設計上の用途と異なる使用
 - 不適切な部品若しくはアクセサリーの結合または使用
 - 何らかのパーツまたは装置の認可されていない改変
 - 構成要素からくる老朽化
 - ならし運転（試運転）を行わないこと
3. 予定されている最初のメンテナンスを過ぎて消耗品を交換した場合、以下を含むが、それだけに限定されない：
 - 点火プラグ
 - フィルター
 - 潤滑油
 - コンプライアンス装置
 - タイヤ（オーナーズ・マニュアルを参照）
 - ガスケット
 - 燃料パイプ
 - ヒューズ
 - バルブ
4. 塗料及び（若しくは）ステッカーの退色、塗料の剥がれ、塗装面のふくれ、かき傷、または錆。

5. 以下にあげる活動のための使用；次のような使用は保証適用範囲を**無効**にする：

レース

競技

レンタルまたはその他の商業使用

エンジンまたは動力伝達経路の改造

オーナーズ・マニュアルに記載された内容から外れたあらゆる運転または使用

6. 実際の走行距離を判定できないようにするための走行距離計の改造；このような改造は保証適用範囲を**無効**にする

7. 牽引を目的とするバイクの使用は保証を無効にする

保証の適用除外となる品目及び状況を一覧にしたオーナーズ・マニュアルの箇所を参照すること。

ディーラー及び所有者の責任

ディーラーは以下に関し責任がある：

新しいユニットについて、納品の前に入念に点検及びロードテストを行う。

保証登録及び納品カードに書き込み（印刷すること!!!）、署名をし、オートバイを販売した日から3営業日以内にウラル・ジャパンに送付すること。

どのディーラーが販売したものかに関わらず、保証サービスのために全ての適格なオートバイを受け入れること。

あらゆる保証業務について記録をとること。

ウラル・ジャパンが提供するサービスの研修に参加すること。

修理を行った日から10営業日以内に書面で保証請求をウラル・ジャパンに提出すること。

見積りが100.00ドルを超える場合は、ウラル・ジャパンから保証修理の承認を得ること（事前の保証承認を参照）。

ウラル・ジャパンの要請があれば、その要請の日から3営業日以内に、ウラル・ジャパンの送料負担でウラル・ジャパンの点検のために、故障したパーツ及び（または）アセンブリを送付すること。

ウラル・ジャパンの要請があれば、故障したパーツ及び（または）アセンブリのデジタル写真を直ちに提供すること。

顧客は以下に関し責任がある：

ウラル・ジャパンのオーナーズ・マニュアル及びサービス・スケジュールにしたがい、オートバイの運転並びに保守を行うこと。全ての保守点検記録を将来参照するときのために保存しておくこと。

保証関係書類の提出と処理

保証請求の提出手続

ウラル・ジャパンは、承認された手続のみに基づき、かつディーラーが承認したショップでの時間給に適用される公にされた均一料金表で、ディーラーに工賃の補償を行う。

ディーラーは、全ての保証パーツにつき、**保証請求用紙**（付表 A）を用いて保証パーツの請求をファックスで送付する。

ウラル・ジャパンは確認をし、承認次第 48 時間以内に発送し、修理費が工場の保証で補償される場合にはその旨ディーラーに通知する。

ディーラーは、保証パーツを受領し、承認された修理を完了した日から 10 営業日以内に、工賃補償の請求を提出しなければならない。

工賃補償のために提出される全ての請求は、承認されるために、公にされた均一料金表（付表 B）の中で分類されなければならない。

ディーラーの口座に対して、月の 10 日より前にパーツ代金の貸方票が発行される。

パーツ及び工賃の見積り金額が **100 ドル**を超える保証修理は、事前に IMWA, Inc.の承認を得なければならない。

ファイナルドライブ、ギアボックスをとまなう**全ての**修理、または**エンジン**の内部点検を行うためには、ウラル・ジャパンからの事前の承認が必要である。

エンジン、ギアボックス及びファイナルドライブは、ディーラーが以下のことを完了したのちにはじめて、保証で交換される：

訓練を受けたウラル・ジャパンの資格ある技術者が、入念な外部点検、書類の点検を行い、技術者としてのコメントを添えてウラル・ジャパンにファックスまたは電子メールで送付する。

ウラル・ジャパンの技術スタッフが、ディーラーの技術者と問題点について詳細に調べ、検討する。

ウラル・ジャパンが、製品の返却承認の後に製品返却承認番号及びコールタグを発行し、それをディーラーにファックスで送信する。

ウラル・ジャパンによるエンジン、ギアボックスまたはファイナルドライブの点検の後に：

エンジン/ギアボックス/ファイナルドライブに、工場のパーツまたは組立の不備による欠陥が認められた場合には、適切な保証の指示が処理され、エンジン/ギアボックス/ファイナルドライブの取り外し及び取り付けを行うための均一料金が承認される。

故障したエンジン/ギアボックス/ファイナルドライブは以下に挙げるオプションを使って保証が行われる。

ウラル・ジャパンの裁量で：

新しいエンジン/ギアボックス/ファイナルドライブと交換

工場で一新したエンジン/ギアボックス/ファイナルドライブと交換

使用中の新しいパーツまたはアセンブリを修理する

工場で一新するエンジン/ギアボックス/ファイナルドライブは、メーカーの仕様に合わせて一新されることが保証される。

エンジン/ギアボックス/ファイナルドライブが、欠陥ではないが、簡単に診断されるような整備不良及び（若しくは）通常の調整を十分に行っていないために運転不能、若しくは決して最善の状態ではない場合、または貧弱な仕事若しくは理解により調整が全く出来ない場合には、保証の請求は拒絶され、ディーラーは全ての輸送費及びウラル・ジャパンの時間給 35 ドルで調整費を負担する。

注：

ディーラーは、パーツの注文及びその受け取りにかかる時間、保守点検にかかる時間、納品にかかる時間を含め、ショップで 30 日以上オートバイを預かる必要がある全てのオートバイに関しては、その受領後直ちにその旨書面でウラル・ジャパンに通知しなければならない。ディーラーがウラル・ジャパンへの通知を怠った場合には、ディーラーは、止むを得ずオートバイの買戻しが発生したときについても単独で責任を負わなければならない。ウラル・ジャパンとのディーラーシップ契約が打ち切られる原因ともなり得る。

ウラル・ジャパンは、どのオートバイについても自らの費用負担で保証業務を行う権利を留保する。ディーラーは、ウラル・ジャパンが返却を要請する全ての欠陥品を適切に梱包し、直ちに発送することに同意する。

バッテリー、シール、ガスケットまたはオイルをウラル・ジャパンに発送してはならない。その土地の法規にしたがい、それらを処分すること。保証品目を返却することについてのあらゆる疑問は、ウラル・ジャパンに問い合わせること。

保証により交換が行われた欠陥パーツ及び故障パーツは、ディーラーが 90 日間保管すること。

ディーラーは、ウラル・ジャパンの要請があれば、ウラル・ジャパンの送料負担で、要請から 3 営業日以内に故障したパーツ及び（または）アセンブリをウラル・ジャパンに点検のため発送しなければならない。

ウラル・ジャパンの要請があれば、故障したパーツ及び（または）アセンブリのデジタル写真を直ちに提供しなければならない。

保証に関する異議

ディーラーは、保証請求の却下または承認された金額に関して保証部門によってなされた決定に対して、貸方票の通知（受領）から 30 日以内に異議の申し立てをすることができる。これは当該の請求書類のコピーとともに書面でなされなければならない。再検討ののち、ウラル・ジャパンの検討結果についてディーラーに通知される。ここでなされる決定は最終的なものとなる。

製造所の技術サービスブリティン及び指示書

ディーラーがサービスブリティンまたは指示書を受け取ると、ディーラーはその責任において関係する顧客に通知する。これらのブリティンまたは指示書は、最上級の優先事項として扱わなければならない。スタッフがこれを認識していることを確認し、そこで扱われている内容をスタッフ全員が確実に理解するように努めること。ブリティンまたは指示書のコピーを、ディーラーのサービス部門の非常に目立つ場所に掲示しておかなければならない。技術者たちが調べる際に参照できるよう、ディーラーは技術サービスブリティンを別途ファイルに綴じ保存しておくこと。

ウラル・ジャパンとの連絡

ウラル・ジャパンとは電話 03-6802-3933 または電子メール info@ural-jp.com にて連絡を取ることができる。電話の際は、あらかじめ全ての必要情報を用意すること。ファックスまたは電子メールの際は、全ての保証関係の情報のコピーを送付すること。